

愛媛県高速道路交通安全協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、愛媛県高速道路交通安全協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 協議会は、高速自動車国道及び同国道に接続する自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における交通安全意識の普及高揚を図り、もって、安全で円滑な交通の実現及び交通に起因する障害の防止に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高速道路等における交通安全啓発活動
- (2) 第4条の会員の事業所等で行う交通安全教育に対する協力援助
- (3) 高速道路等における交通の安全と円滑及び障害の防止に関する調査研究
- (4) 交通情報等の収集伝達
- (5) 高速道路等における交通安全功労者の表彰
- (6) 関係官庁等との協調及び連絡
- (7) その他必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

ア 一般会員

高速道路等を利用し、又は関係を有する県内の事業所、団体等で、第2条の目的に

賛同して入会したもの

イ 特別会員

交通安全を推進する機関又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

協議会の事業を賛助する個人又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したもの

(入 会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、入会申込書(様式1)を提出し、その承認を得なければならない。

(退 会)

第6条 会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届(様式2)を提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会を退会したものとする。

(1) 会員が死亡し、又は解散したとき

(2) 会費の納入が不能となったとき

(会 費)

第7条 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第4章 役員等

(役 員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理 事 20人以内

(4) 監 事 2人

2 会長及び副会長は、理事を兼ねるものとする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(選 任)

第9条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

2 理事及び監事は、会員のうちから総会の決議により選任する。

(職 務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、共同してその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(任 期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合において、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合、又は任期が満了した場合においても、後任が選任されるまでは代理人をおき、代理人が職務を行うものとする。

(辞任)

第12条 役員は、その職務の遂行に支障のある理由が生じた場合は、理事会の承認を得て辞任することができる。

(解任)

第13条 役員として相応しくない行為があった場合は、総会において、その出席者の過半数の同意により、解任することができる。

(顧問及び参与)

第14条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 参与は、協議会の事業に関係のある者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

第5章 会 議

(種別)

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、会員のうち各関係機関の代表者（以下、「代議員」という。）をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 予算及び決算に関すること

(2) 事業計画及び事業報告に関すること

(3) 理事及び監事の選任、又は解任に関すること

(4) 会則の改正に関すること

(5) その他協議会の運営について必要と認める事項

2 理事会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 代議員の選任に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の委任を受けた事項の執行に関する事項

(4) 総会の議決を必要とする事項で、総会を開催する時間的猶予がなく、急を要する事項

(5) 表彰に関する事項

(6) その他協議会の運営について必要と認める事項

3 会長は、前項第3号及び第4号により議決された事項について、総会に報告しなければならない。

(開催)

第18条 通常総会は、毎年1回、開催するものとする。

2 臨時総会及び理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(召集)

第19条 会議は、会長が召集する。

2 会議の招集に当たっては、事前に構成員に対し、文書により通知するものとする。ただし、急を要する場合には、この限りではない。

(議長)

第20条 会議の議長は、会長又は会長が指名した者をもって充てるものとする。

(定足数)

第21条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人)

第23条 会議に出席できない構成員は、委任状(様式3)により、代理人に表決を委任することができる。この場合において、第21条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 事務局は、会議の議事については、議事録に記録しておかなければならない。

第6章 会 計

(資産)

第25条 協議会の資産は、次に掲げるものとする。

(1) 会費及び寄付金品

(2) その他の収入

(資産の管理)

第26条 協議会の資産は、会長が管理するものとする。

(経費の支弁)

第27条 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

2 事業年度末に剰余資産を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(予算、決算等)

第 28 条 協議会の予算及び事業計画は、会長が作成し通常総会の議決により定めるものとする。

2 会長は、決算及び事業報告を年度終了後、監事に提出して、その監査を受けた後、通常総会の承認を得なければならない。

3 監事は、前項の決算及び事業報告を監査し、その結果を通常総会に報告しなければならない。

(事業年度)

第 29 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 雑 則

(事務局)

第 30 条 協議会の事務局は、愛媛県警察本部交通部内に置く。

2 事務局には、会長の任命する職員を置き、事務を運営するものとする。

(委 任)

第 31 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 19 年 6 月 4 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 23 年 6 月 4 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 25 年 6 月 14 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 27 年 6 月 12 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 16 日から実施する。

様式1 (第5条関係)

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

貴会の目的に賛同し、入会を申し込みます。
 また、会費については、愛媛県高速道路交通安全協議会会費徴収規程で定める、
 各区分に応じた年額に会費口数を乗じた金額を納入します。

機関, 団体等名称 (※個人の場合記入不要)		
ふりがな 役職名等・代表者名 (個人名称)		⑩
所在地	〒 TEL () - /FAX -	
Eメールでの情報配信	希望する ・ 希望しない (FAXでの受けとりになります。)	
Eメールアドレス (※上記で「希望する」と した場合、要記入)		
会員区分 及び 会費口数	区 分	口 数
	一般会員 特別会員 賛助会員	

様式2 (第6条第1項関係)

退 会 届

平成 年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

次のとおり、貴会を退会します。

機関, 団体等名称 (※個人の場合記入不要)	
代表者名 (個人名称)	⑩
所在地	〒 TEL () - /FAX -
退会年月日	平成 年 月 日
退会理由	

様式3 (第23条関係)

委 任 状

平成 年 月 日

所在地

事務所名

氏 名 _____ ⑩

私は下記の者を代理人と定め、平成 年 月 日開催の

愛媛県高速道路交通安全協議会 { 理事会
通常総会 における、質疑・議決等の
臨時総会

一切の権利を委任します。

記

(代理人)

役職等	
ふりがな 氏 名	